

保険・年金
フォーカス

【アジア・新興国】

韓国での生命保険市場の現状

— 2023 年のデータを中心に —

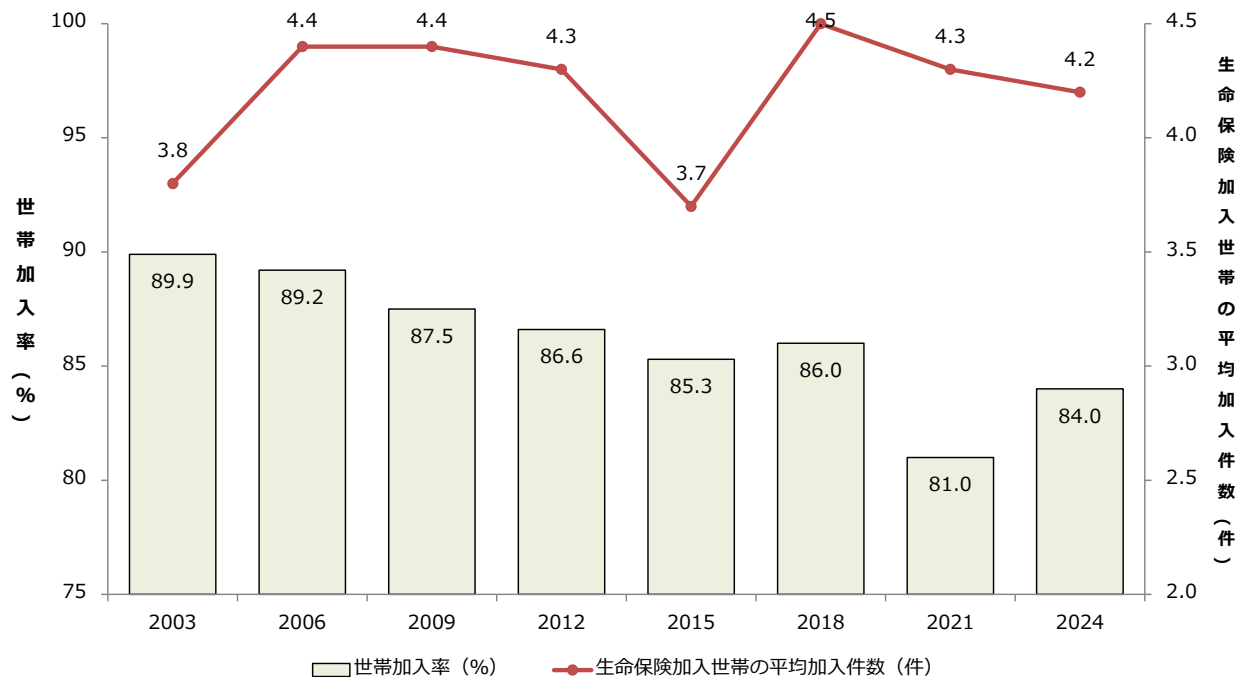
生活研究部 上席研究員 金 明中

(03)3512-1825 kim@nli-research.co.jp

1——加入状況

韓国の生命保険協会が 2024 年 12 月に発表した「生命保険利用実態調査」によると、2024 年における生命保険の世帯加入率は 84.0%で、2021 年の 81.0%に比べて 3.0%ポイント上昇したことが分かった（図表 1）。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）と景気後退などの影響で、2021 年に大幅に減少した生命保険の世帯加入率は、保障型保険の販売拡大などにより回復されたと分析されている。

図表 1 韓国における生命保険の世帯加入率や生命保険加入世帯の平均加入件数の動向



出所）韓国生命保険協会（2024）「生命保険利用実態調査」より筆者作成。

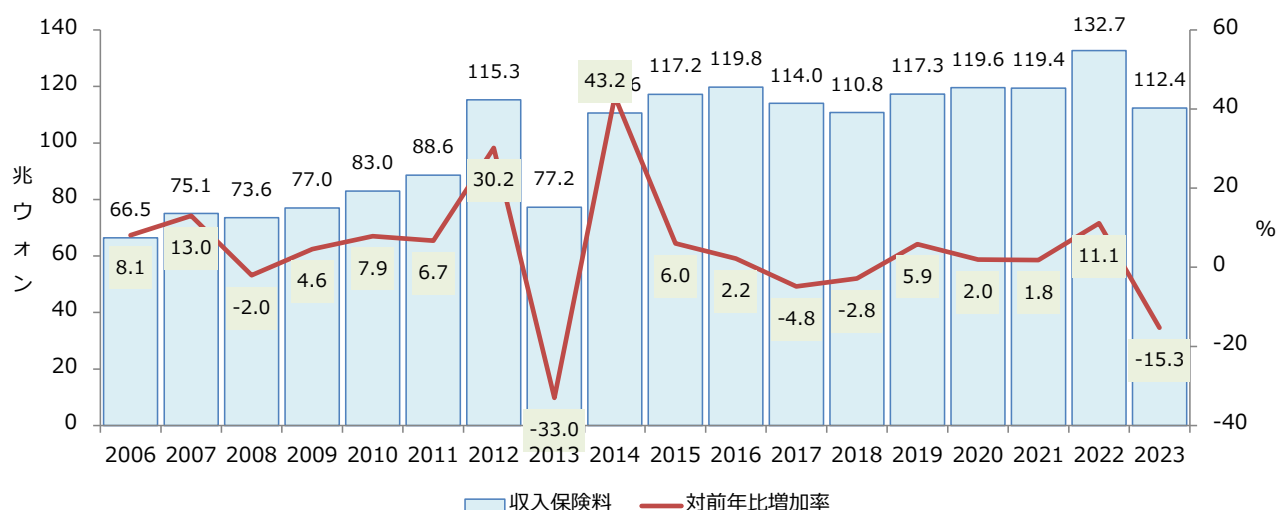
世帯主の年齢階級別の加入率は40代が90.8%で最も高く、次いで50代(89.7%)、30代(76.0%)、60代以上(72.5%)、20代と20代以下(53.9%)の順であった。一方、生命保険加入世帯の平均加入件数は2021年の4.3件から2024年には4.2件に0.2件減少した。毎月支払う生命保険の保険料については、「50万ウォン以上」が20.3%で最も多く、次いで「10万ウォン未満」(19.0%)、「20万ウォン以上30万ウォン未満」(18.2%)の順となった。

最近加入した生命保険商品は、疾病保障保険(42.4%)、実損填補型医療保険(20.6%)、災害・傷害保険(15.2%)、死亡保障保険(5.7%)が上位4位を占めた。生命保険の加入目的として最も多かったのは「医療費保障」で76.3%、次いで「家族の生活保障」(67.7%)、「一時的な所得喪失への対策」(30.3%)の順となった。2021年の調査結果と比較すると、「家族の生活保障」(2021年は33.2%)および「一時的な所得喪失への対策」(同13.9%)の割合が大きく上昇している。

2——収入保険料と当期純利益の推移

2023年の収入保険料は112.4兆ウォンで対前年比15.3%(20.3兆ウォン)も減少した(図表2)。一般勘定の保険料収入は72.2兆ウォンで、前年比21.8%減少した(このうち個人保険の保険料収入は71.5兆ウォンで、前年比22.0%減少)。一般勘定の保険料収入が大幅に減少した要因としては、保障型保険の収入保険料が48.0兆ウォンで3.2%増加した一方で、貯蓄型保険の収入保険料が23.5兆ウォンと47.9%もの大幅な減少を記録したことが考えられる。ただし、金融監督院の業務報告書改編により、2022年まで一般勘定の貯蓄型保険に分類されていた(新)年金貯蓄、資産連動型保険、貯蓄型外貨保険などが、2023年からは特別勘定に分類して集計されるようになったため、2023年以降の数字を2022年以前と同一基準で比較することは難しい。

図表2 収入保険料の推移

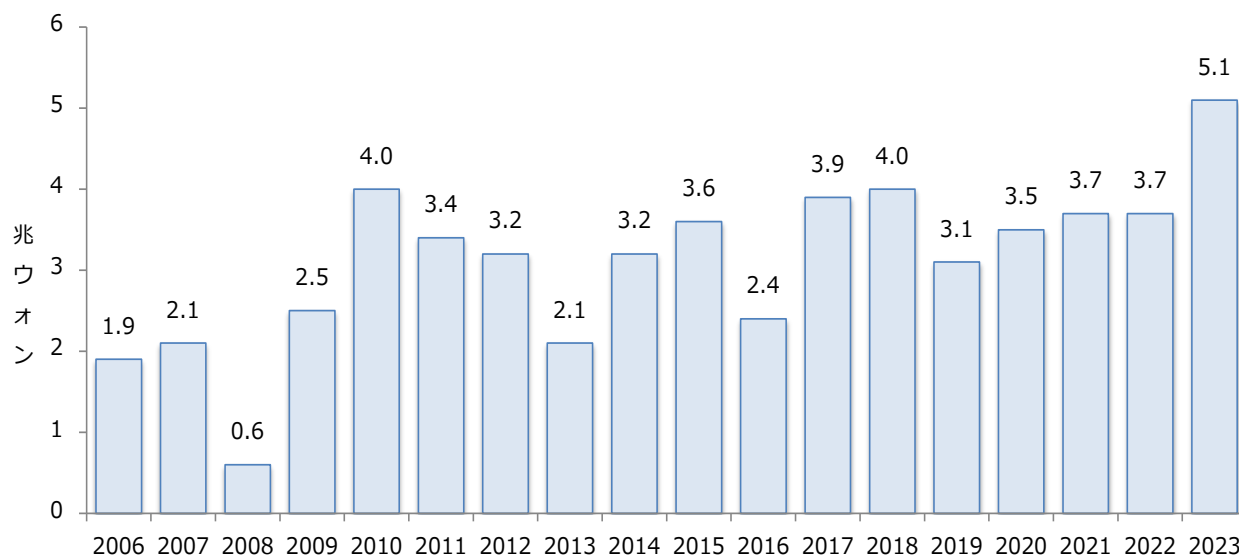


出所) 生命保険協会『生命保険 Factbook』各年より筆者作成。

一方、2023 年における保険金等支払金は 118.6 兆ウォンで、前年比 11.8%減少した。保険金等支払金が減少した理由は、保険金、返戻金および配当金がそれぞれ前年比 5.3%、13.3%、25.9%ずつ減少したためである。特に満期保険金と解約返戻金がそれぞれ前年比 6.7%、15.8%ずつ減少した。収入保険料に対する支払保険金の割合を示す保険金支払率は 105.5%で、前年比 4.2 ポイント増加した。

生命保険業界の当期純利益は、IFRS17¹の導入効果および保障型保険の業績改善効果などにより、前年比 37.6%増加して 5.1 兆ウォンに達した（図表 3）。

図表 3 当期純利益の動向



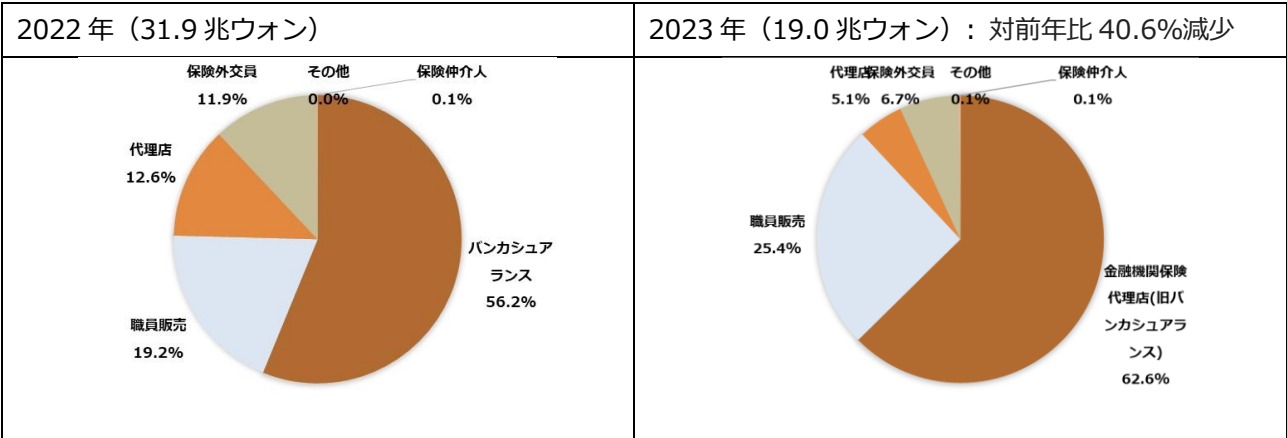
出所) 生命保険協会『生命保険 Factbook』各年より筆者作成。

2023 年の初回保険料は 19.0 兆ウォンで前年比 40.6%減少した。初回保険料を販売チャネル別に見ると、金融機関保険代理店チャネル（旧バンカシュランスチャネル）が 11.9 兆ウォンで前年比 33.7%減少したものの、全販売チャネルで占める割合は 56.2%から 62.6%に増加した（図表 4）。

¹ IFRS17 は保険契約の会計処理を国際的に統一し、財務報告により透明性をもたせ、保険会社の業績などの比較をわかりやすくするための新基準である。IFRS17 の中核を成す契約サービスマージン（Contractual Service Margin, CSM）は、将来予測される利益を現在価値に換算した指標である。

IFRS17 では、保険会社が収益性指標である CSM を算出する際に、損害率や維持率といった主要変数を自主的に予測・決定することを認めている。その結果、当期純利益が急激に増加した可能性がある。

図表 4 販売チャネル別初回保険料



出所) 生命保険協会『2024 生命保険 Factbook』より筆者作成。

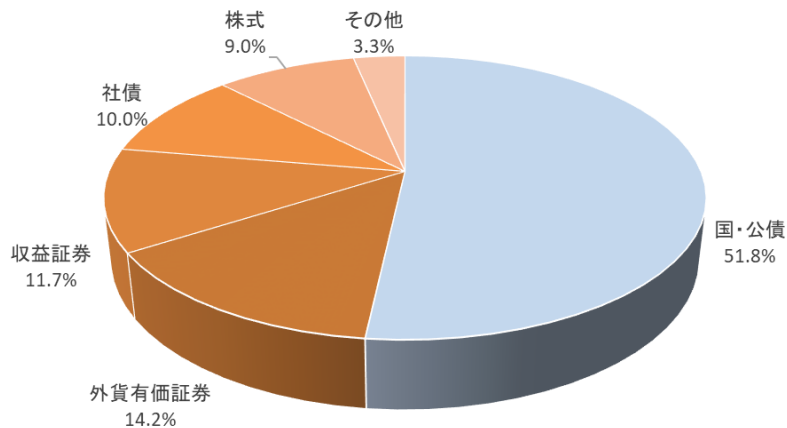
3——資産

2023 年における生命保険業界の総資産は、880.9 兆ウォンで、前年比 6.1% (57.4 兆ウォン) 減少した。運用資産は前年比 2.8%増の 756.9 兆ウォンとなった一方、非運用資産は 44.5%減の 18.2 兆ウォンになった。また、特別勘定資産は前年比 37.4%減少し、105.7 兆円に達した。

しかし、資産の項目別増減には会計基準の変更 (IFRS 17 および 9 の導入) の影響が大きく関与している。具体的には、総資産の場合、保険契約貸付や未償却新契約費が資産から除外されたことが影響しており、特別勘定資産の場合、特別勘定保険負債の表示体系の整備が減少の要因となっている。

総資産の項目別構成比を見ると、最も高い割合を占めたのは有価証券の 68.9%であった。続いて、貸付債権が 13.7%、特別勘定資産が 12.0%、現金および預金が 2.1%、非運用資産が 2.1%、不動産が 1.3% という結果となった。有価証券は国・公債が 51.7%で最も多く、次いで、外貨有価証券 (14.2%)、収益証券 (11.7%)、社債 (10.0%)、株式 (11.7%) 等の順であった (図表 5)。

図表 5 有価証券の保有現況



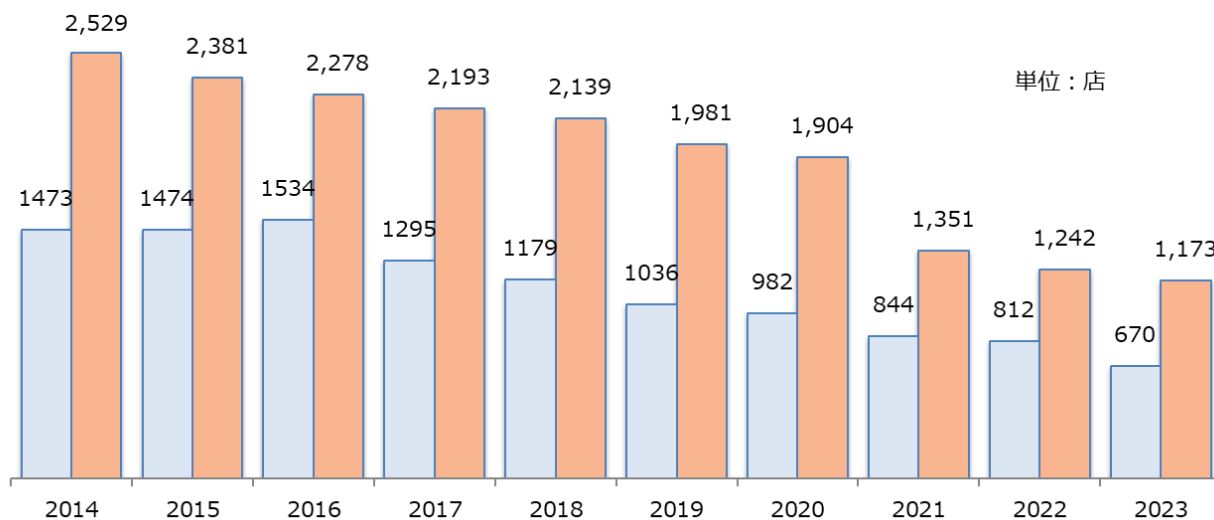
出所) 生命保険協会『2024 生命保険 Factbook』より筆者作成。

4—営業組織と保険外交員

(1) 生命保険会社の営業組織

生命保険会社の営業組織は、主に管理店舗と募集店舗に区分される。管理店舗とは、募集店舗の管理および本社から委任された業務とその他の業務を統括する本部および支店を指す。一方、募集店舗は管理店舗の下部組織として、募集、集金、その他の販売サービス活動を行う営業所を意味する。GAチャネルやオンラインチャネルの普及に伴い、2012 年以降、管理店舗および募集店舗の数は継続的に減少している。2023 年末時点の生命保険会社全体の総店舗数は 1,843 店舗となっている（図表 6）。

図表 6 管理店舗と募集店舗の推移



出所）生命保険協会『2024 生命保険 Factbook』より筆者作成。

(2) 保険代理店の動向

保険代理店制度は 1983 年に導入され、生命保険会社と代理店契約を締結した組織が保険契約の締結や告知の受領などの業務を行っている。2004 年以降、この制度は生命保険、損害保険、第三分野保険に区分されて運営されている。生命保険代理店は 2005 年度に個人代理店数が急増した結果 1 万店を超えたものの、その後は減少傾向に転じ、2023 年度末現在では 6,106 店まで減少している。

一方、バンカシュランス制度が 2003 年 8 月に導入され、2023 年末時点で 20 社がバンカシュランスに参加しており、金融機関保険代理店の数は 1,848 件に達している。

(3) 保険外交員の現状

2023 年度末現在の保険外交員の数は 77,482 人で、前年比 1.8%（1,410 人）減少した。1996 年 3 月末の 349,206 人をピークに、1997 年のアジア通貨危機以降、保険営業組織の再編や金融機関保険代理店の活性化により、保険外交員の数は減少傾向が続いている。

保険外交員の性別構成比を見ると、女性が 78.9%で男性の 21.1%を大きく上回っている。また、勤続年数別構成比では、5 年以上の勤続者が全体の 40.6%を占めており、年齢別では、50 代が最も多く、

全体の 39.6%を占めている。

5——生命保険業界と公的年金の最近の動向

(1)AIA プレミアパートナーズが生命保険協会に準会員として加入(2024 年 4 月 18 日)

AIA 生命の販売専門子会社である AIA プレミアパートナーズが生命保険協会に準会員として加入した。

(2)DGB 生命、iM ライフに社名を変更(2024 年 6 月 5 日)

親会社である大邱銀行が社名を「iM バンク」に変更したことを受け、DGB 生命も社名を「iM ライフ」に変更した。

(3)保険詐欺防止特別法改正(2024 年 8 月 14 日)

保険詐欺防止特別法施行令改正案が 2024 年 8 月 14 日から施行された。保険詐欺防止特別法が改正されたのは 2016 年の制定から 8 年ぶりのことである。この法律は、保険詐欺の斡旋・広告行為の処罰と金融当局の調査権限強化を柱としている。今後、保険詐欺の斡旋・誘引・勧誘または広告行為が禁止され、これに違反した場合、10 年以下の懲役または 5000 万円以下の罰金に処せられる可能性がある。

(4)病院級以上の医療機関、実費保険請求の電子化を施行(2024 年 10 月 25 日)

2024 年 10 月 25 日から、病院級医療機関（病床 30 床以上）と保健所を対象に、実費保険請求の電子化が施行された。

(5)韓国・インドネシア生命保険協会業務提携協定の締結(2024 年 12 月 10 日)

韓国とインドネシア生命保険協会が業務提携協定(MOU)を締結した。今回の協定により、両協会は、生命保険統計の定期的な交換、教育・研修プログラムの協力、インドネシア国民を対象とした教育資料の共同制作など、多様な分野での協力を合意した。

(6)18 年ぶり国民年金法改正案が可決(2025 年 3 月 20 日)

韓国国会は 2025 年 3 月 20 日の本会議で、国民年金法改正案を可決した。改正案の主な内容は次の通りである。

● 保険料率と所得代替率の引き上げ

保険料率を現在の 9%から 13%に引き上げる（2026 年から毎年 0.5%ポイントずつ段階的に引き上げ、2033 年には 13%まで引き上げ）。保険料率は 1988 年の国民年金制度導入当時 3%だったが、1993 年に 6%、1998 年に 9%に調整された後、現在まで維持されてきた。一方、所得代替率を 2026 年から 43%に引き上げる。所得代替率は、年金を受け取り始める時点における年金額が、現役世代の手取り収入額

と比較してどのくらいの割合かを示す指標だ。国民年金導入当初の所得代替率は70%であったが、1999年に60%、2008年に50%に引き下げられた。その後も毎年0.5%ずつ引き下げられており、2028年までに40%に調整される予定だった。2025年の所得代替率は41.5%であり、来年は41%に調整される予定だったが、今回の法律改正により、来年からの所得代替率は43%に固定される。

● 支給保証の明文化

国民年金制度に対する国民の信頼を向上させるため、国家の年金給付支給根拠を明確に規定した。現行の国民年金法は、年金給付が安定的・持続的に支給されるよう必要な施策を策定する国家の義務を規定しているが、今後は「国家が年金給付の支給を保証し、これに必要な施策を策定・実施する」ように改正することで、年金制度に対する国民の信頼を高めることを期待している。

● 出産クレジットの拡大

現在第2子から適用されている出産クレジットが第1子からに拡大される。出産クレジット制度は、2008年1月1日以降に生まれた第2子以降の子供の数に応じて、最大50ヵ月まで国民年金加入期間を追加で認める制度だ。現在は、第2子から12ヵ月、第3子以上からは18ヵ月ずつ追加し、計50ヵ月の上限があるが、今後は上限が廃止されることになった。

● 軍服務クレジットの拡大

軍務クレジットの認定期間も、現在の6ヵ月から最大12ヵ月まで拡大する。

● 低所得の地域加入者まで保険料支援を拡大

保険料の引き上げに伴う低所得の地域加入者（自営業者など職場加入者ではない者）の負担を軽減するため、保険料支援の対象も拡大する。従来は、国民年金の地域加入者のうち、事業中断・失業・休職などの理由で保険料納付が免除された者を対象に1ヵ月の保険料の50%を最大12ヵ月まで支援していたが、支援対象を低所得の地域加入者まで拡大した。

参考文献

日本語

- 金明中（2024）「[【アジア・新興国】韓国の生命保険市場の現状－2022年と2023年のデータを中心に－](#)」保険・年金フォーカス、2024年6月13日

韓国語

- 韓国生命保険協会（2024）「生命保険利用実態調査」
- 生命保険協会『2024生命保険Factbook』